

2025年8月7日

各位

会社名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代表取締役社長 岡本 光太郎
(コード番号 4668 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画部長 坂元 考行
(TEL 03-5860-2111 代表)

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

2025年3月17日付「訴訟判決のお知らせ」により開示いたしましたとおり、当社は株式会社明光ネットワーク九州、株式会社明光義塾九州、株式会社アネムホールディングスの3社を被告とする商標権侵害行為の差止めおよび損害賠償等を求める訴訟を東京地方裁判所へ提起し、2025年3月14日に判決を言い渡されております。下記のとおり、本判決に対して控訴人より控訴が提起されたことを、2025年8月6日に受領した控訴状にて確認いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 知的財産高等裁判所 2025年3月25日
- (2) 控訴状が当社に送達された日 2025年8月6日

2. 控訴人

(株式会社明光ネットワーク九州)

(1) 商号	株式会社明光ネットワーク九州
(2) 所在地	福岡県福岡市中央区薬院一丁目6番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 肥川 正嗣

(株式会社明光義塾九州)

(1) 商号	株式会社明光義塾九州
(2) 所在地	福岡県福岡市中央区薬院一丁目6番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 肥川 正嗣

(株式会社アネムホールディングス)

(1) 商号	株式会社アネムホールディングス
(2) 所在地	福岡県福岡市中央区薬院一丁目6番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 肥川 正嗣

3. 控訴に至る経緯

- (1) 当社は、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州（以下総称して「両社」といいます。）との間で、エリアフランチャイズ契約を締結し、株式会社明光ネットワーク九州に対して、九州全域、沖縄県、山口県（以下

「本件地域」といいます。)において、当社の承認を条件に明光義塾のフランチャイジー希望者に明光義塾の教室を開設、経営させるエリアフランチャイズ権を、株式会社明光義塾九州に対して明光義塾の教室を運営するフランチャイズ権をそれぞれ付与しておりました。しかしながら、両社に重大な債務不履行が発覚したため、当社は、2020年12月17日をもって、エリアフランチャイズ契約を解除し、2021年1月より、本件地域のフランチャイジーに対する経営指導を直接行っております。

- (2) これに対して、両社は、2021年1月8日、エリアフランチャイズ契約の解除は無効であるとして、エリアフランチャイズ権及びフランチャイズ権を有する地位にある旨の仮の地位確認等を求める仮処分の申立てを東京地方裁判所に行いましたが、2021年3月25日、東京地方裁判所は、当該申立てをいずれも却下しました(当社のエリアフランチャイズ契約解除は有効と判断しました。)
- (3) その後、両社は、上記決定を不服として、2021年4月2日、東京高等裁判所へ上記決定に対する即時抗告(以下「本件即時抗告」といいます。)を行いましたが、2021年11月5日、東京高等裁判所は、本件即時抗告を棄却する決定を下しました。
- (4) そして、当社は、2021年11月10日付け「株式会社明光ネットワーク九州ならびに株式会社明光義塾九州の即時抗告棄却および当社の両社に対する訴訟提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、エリアフランチャイズ契約の解除以降も、明光義塾の商標等を使用して教室を運営する両社およびその連帯保証人である株式会社アネムホールディングスに対して、エリアフランチャイズ契約の解除が有効であることを前提に、商標等の使用差止め、損害賠償及び未払いロイヤルティの支払い等を請求すべく、2021年7月19日、東京地方裁判所に訴訟の提起(以下、「本件訴訟」といいます。)を行いました。
- (5) 2025年3月17日付「訴訟判決のお知らせ」により開示いたしましたとおり、2025年3月14日、東京地方裁判所は、当社によるエリアフランチャイズ契約の解除は有効であるとした上で、当社の商標の使用差止請求、未払いロイヤルティの請求、損害賠償請求等、当社の請求の大半を認容する判決を言い渡しました。
- (6) これに対して、控訴人がこの判決を不服として、知的財産高等裁判所に対し、控訴を提起したものであります。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、東京地方裁判所の判決は公正かつ妥当な判断と考えております。本控訴審においても、引き続き当社の正当性を主張してまいります。なお、本控訴審が当社連結業績に与える影響等につきましては、軽微であると認識しておりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、すみやかにお知らせいたします。

以上